

## 比嘉大吾選手に対する処分について

一般財団法人日本ボクシングコミッション (JBC) は、2018年4月25日倫理委員会 (JBC ルール制裁規程3条) を開催し、比嘉大吾 (ライセンス番号 44395) に対して下記の通り処分を決定した。

### 記

1. 処分
  - ・ライセンス無期限停止処分  
(JBC ルール制裁規程第2条1項⑤、第3条1項①③、第6条3項、第8条)  
※停止解除は、定期的なコンディション管理報告、健康状態報告等を受け総合的に勘案して JBC にて決定する。
  - ・制裁金 (第2条1項③、2項③)  
ファイトマネー相当額の 20% を制裁金として徴収する。
2. 理由
  - 当該選手は、2018年4月15日に開催された WBC フライ級タイトルマッチにおける公式計量 (4月14日) において 900g オーバーし 2 時間の猶予を与えられたが、再計量することなくタイトルを剥奪された。
  - 当該行為は、階級制を前提としたプロ競技スポーツであるボクシングに対する社会的信用を著しく毀損する行為である。
  - また、世界タイトルマッチにおける公式計量で日本選手が失格となったことは長い日本プロボクシング史上一度もなく、この点からもボクシングファンの信頼並びに社会的なボクシングに対する信頼を揺るがす結果となった。
3. 処分の徹底 階級変更命令
  - 次戦は 1 階級以上階級を上げて試合を実施することを義務付ける。
4. 再発防止策 オーバーウエイトに関する罰則ルールの策定を早期に行う。
5. 管理責任
  - マネージャー瀧田通子 (ライセンス番号 40721)、クラブオーナー具志堅用高 (ライセンス番号 11508)、トレーナー野木文司 (ライセンス番号 14546) に対して管理責任懈怠を理由として戒告処分 (制裁規程第2条2項②)。

以上

2018年4月25日

一般財団法人日本ボクシングコミッション

理事長 秋山 弘志

本部事務局長 安河内 剛

